

案件概要書

2013 年 4 月 23 日

国際協力機構東南アジア・大洋州部東南アジア第四課

1. 案件名（国名）

国名： ミャンマー連邦共和国

案件名： バゴー橋建設事業(The Project for Construction of Bago River Bridge)

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における都市交通セクターの開発実績（現状）と課題

ミャンマー旧首都のヤンゴン市は、全人口約 6 千万人のうち約 1 割弱の 510 万人が集中し、国内純生産の約 22%を占め、その経済活動は、今後ますます活発化することが予想される。

これまで、ミャンマーでは、自動車輸入規制を行っていたため、車両保有率は 25 台/1,000 人（乗用車のみ）とかなり低い状況にあり、また、ヤンゴン市内へのバイク乗り入れ規制を実施していたため、都心部の渋滞もそれほど目立つものはなかった。しかし、近年の経済発展や自動車輸入規制の緩和等によって、車両台数の急激な増加が発生し、人や物の流通を支える市内交通網の不足が顕在化している。さらに、ヤンゴン都市圏はヤンゴン川、バゴー川等の河川によって分断されているため、そのような分断された地域を結ぶための道路網の整備も重要である。

また、「ヤンゴン都市圏都市開発セクター情報収集・確認調査」（2012 年）にて、タンリン地区など、ヤンゴン市郊外に市街地が拡大し新たにヤンゴン都市圏を形成しつつあることも確認されている。

タンリン地区内にあるティラワ経済特別区（以下、「SEZ」という。）は、ヤンゴン中心市街地から南に約 23km の約 2,400ha に、工業団地・商業施設・住居区域等を整備する、日ミャンマーの官民で進める総合開発プロジェクトである。商業的運用を 2015 年に開始することを目指しており、2012 年 12 月には両政府間で「ティラワ SEZ 開発のための協力覚書」が署名されている。

今後大規模開発を予定しているティラワ SEZ を含むタンリン地区とヤンゴン中心部を隔てるバゴー川に架かる橋梁は現在 2 橋梁ある。しかし、下流のタンリン橋（片側 1 車線、鉄道併用橋）は、老朽化による荷重制限のため、トラックは通行できず、上流のダゴン橋（片側 3 車線）は、ヤンゴン・ティラワ SEZ 間は遠回りとなる。経済産業省による「平成 23 年度インフラ・システム輸出促進調査等事業（ミャンマーにおけるスマート・コミュニティ実施可能性検討調査）」によると、ティラワ地区は将来的には人口 30～40 万人となることが想定されており、タンリン地区と合わせると 50 万人規模となる。「ヤンゴン都市圏開発プログラム形成準備調査」（2012 年-2013 年）の分析によると、バゴー川を渡る交通容量が不足となる見込み

であるため、ティラワ SEZ の魅力を向上し、円滑な投資誘致およびその後の開発・発展のため、ヤンゴン中心部とティラワ SEZ 間の円滑な交通・物流網の整備・増強が課題となっている。

(2) 当該国における都市交通セクターの開発政策と本事業の位置づけ及び必要性

ミャンマー国建設省公共事業局（Public Works, Ministry of Construction）による「ミャンマーインフラ開発」（Infrastructure Development in Myanmar、2012 年 2 月）では、道路ネットワークの強化と拡張を主要な課題としている。

(3) 都市交通セクターに対する我が国の援助方針

本事業は、我が国の対ミャンマー支援方針（2012 年 4 月）の 3 本柱のうち、「国民生活向上のための支援」及び「持続的経済成長のために必要なインフラや制度の整備等の支援」に位置付けられる。

(4) 他の援助機関の対応

中国政府が、ミャンマー国内の橋梁整備に対する資金協力支援を実施しているが、本事業との重複はない。

3. 事業概要

(1) 事業の目的

本事業は、ヤンゴン中心部とタンリン地区間のバゴー川に橋梁を建設することにより、ヤンゴン中心部とティラワ間の円滑な交通・物流網の整備・増強を図り、もってティラワ地区を含めた大ヤンゴン圏の開発・発展に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

ヤンゴン地区、タンリン地区

(3) 事業概要

橋梁及び取り付け道路の建設。川幅約 1,800m（要確認）。詳細は協力準備調査にて確認。

(4) 事業実施体制

1) 借入人：ミャンマー連邦共和国政府(The Government of the Republic of the Union of Myanmar)

2) 事業実施機関：協力準備調査にて確認。

(5) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類: B

② カテゴリ分類の根拠: 本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月公布）」に掲げる道路、鉄道、橋梁セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため。

2) 貧困削減促進等：協力準備調査にて確認。

(6) 他スキーム、他ドナー、他案件等との連携：特になし。

(7) その他特記事項：特になし。

4. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

(1) 類似案件の評価結果

タイ「新クルンテープ橋建設事業」の事後評価等から、橋の点検などは高い技術が必要とされるにもかかわらず、維持管理マニュアルや技術レベル管理のための研修や評価体制が整備されておらず、効果的な維持管理のためには、実施機関の組織強化・維持管理能力の向上が必要である、との教訓がでている。

(2) 本事業への教訓

上記の評価結果を踏まえ、本事業では、必要に応じてコンサルティングサービスに実施機関の維持管理能力の向上を含めるなど、実施機関の組織・能力強化を図ることを検討する。

以上

〔別添資料〕 地図

〔別添資料〕 バギー橋建設事業

